

埼玉県訓令第第六号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理システムに係る電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理システムに係る電子署名規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理システムに係る電子署名規程（令和七年埼玉県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表埼玉県知事の項中「第七号」を「第八号」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。